

教員の皆様へ

平成29年度

一橋大学 ベビーシッター 利用支援事業



一橋大学は、教員の教育研究と育児の両立を支援するため、株式会社マザーネット (<http://www.carifami.com>) と法人契約を締結し、ベビーシッター派遣型の保育支援を実施しています。小学校3年生までのお子様は、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券も併用可能ですので、是非ご活用ください。

◆支援対象者

①配偶者が就労・就学中、またはひとり親世帯であり、本学において雇用されている研究者
(国家公務員共済組合員、または厚生年金保険被保険者に限ります。)

②配偶者が就労・就学中、またはひとり親世帯であり、本学が受け入れる日本学術振興特別研究員
(SPD,PD,RPDに限ります。)

◆対象となる子ども

乳幼児、および小学6年生までの児童

(ただし、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券利用は、原則小学3年生までの児童)

◆ご利用できるケース

教育研究活動、業務に従事する際、本事業を使わないと勤務できない正当な理由があるときに、株式会社マザーネットの保育サービス(病児保育も可)をご利用できます。

例えば、①通常の保育時間を超えて勤務が必要な場合

②病児・病後児等のための保育所等へ登園できない場合

③休日に学会等・大学主催のイベント・入試業務・講義がある場合 等

◆利用料金

1時間あたり 1,000円～

※1回のご利用は、2時間以上(その後は15分単位で利用可能)です。

※その他、保険料(194円/人)、ケアリスト交通費等も発生しますので、詳細は裏面をご参照ください。

※1回のご利用につき、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券(2,200円)も利用可能です。

【お願い】

ご利用にあたり、事前に学内登録、および利用申し込みが必要です。
詳細は、男女共同参画推進室ウェブサイト→育児支援のご案内をご参照ください。



サービスのご案内

1. マザーネット サービス内容

◆チャイルドケア

自宅でお子さまのケア。急な発熱等、以下のケースも対応いたします。

- i) 水ぼうそうやおたふくかぜ、プール熱などに感染中のお子様の保育も可能です。
インフルエンザ(新型含む)の場合は、予防接種済みのケアリストが対応いたします。
- ii) 39度以上(40度以下)の発熱があるお子様の場合は、親(保護者)が在宅の場合のみ可能です。
- iii) 小児科受診・医療行為以外の投薬が対応可能です。

※保育園・学童保育への送り迎え、家事ケア等、その他サービスもごございます。

詳細はマザーネットHP (<http://www.carifami.com/kojin/mother/01.html>)をご覧ください。

2. マザーネット利用料金

項番	内容	利用者負担料金(消費税込)	大学負担料金(消費税込)
1	契約料	なし	10,800円/月(20人まで)
2	利用料 (1時間あたり)	基本時間: 8時～20時	1,678円/h
		基本時間外: 20時～8時	2,347～3,017円/h
		休日: 12/29～1/3	なし
3	複数児ケア料 ※2人以上のこどもを保育する 場合の利用料(1人目の料金に 加算)	基本時間: 8時～20時	1人当たり 839円/h
		基本時間外: 20時～8時	1人当たり 1,174～1,508円/h
4	保険料	194円/人(2人目から97円/人)	なし
5	ケアリスト交通費	往復交通費の実費全額	なし
6	緊急依頼費	前日19時～20時半	2,160円
		当日9時以降	3,240円
7	キャンセル料 [注1]予約料金は大学負担 分を含む利用料	前日13時まで	2,160円
		前日13時～20時半まで	予約料金[注1]の40%
		サービス開始2時間前まで	予約料金[注1]の50%
		サービス開始2時間前以降	予約料金[注1]の100%

※1 サービス内容や料金の詳細については、マザーネットから送付される書類にてご確認ください。

※2 親(保護者)の体調がすぐれないという理由のみ、研究活動以外の理由でのサービスの利用については、大学負担分も含めて利用者の負担となります。

※3 本料金での利用可能な上限時間は、子ども1人あたり、40時間/年が目安です。上限時間を超えた場合は、大学負担分を含めた料金での利用となります。(予算の状況により、利用上限時間が40時間/年を下回る場合もあります。)

※4 保険内容は、右記のとおりです。

賠償責任補償		傷害事故補償	
1名	1億円	死亡・後遺障害 保険金	100万円
1事故	5億円	入院(日額)	3,000円
対物賠償	500万円	通院(日額)	2,000円
免責金額	免責金額なし		

3. 内閣府ベビーシッター派遣事業割引券との併用例

乳幼児、および小学校3年生までの児童等の自宅での保育、保育所等への送迎を利用した場合、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券(以下「割引券」という)の併用ができます。

例えば、マザーネットに保育サービスを3時間依頼した場合・・・

①利用料 1000円×3時間 = 3,000円				
②保険料 194円	合計4,000円	割引券 - 2,200円	➡	利用者負担額 1,800円
③ケアリスト交通費 806円				

※5 割引券1枚あたり2,200円。1家庭につき、1日1枚、1か月24枚、1年間280枚まで利用可能。
割引券が利用できるベビーシッター事業者は、他に約60社あります。詳細は当室HPをご覧ください。

●ご不明点は、男女共同参画推進室まで、お問合せください。